

指 示 第 2 号

平成 3 0 年 7 月 2 日

会 計 課 長
首席矯正処遇官（処遇担当）
首席矯正処遇官（指導担当）

被収容者等が一人で行う宗教上の行為等に使用する物品の取扱いについて
標記について、下記のとおりとするので、了知の上、遺漏なきを期されたい。

なお、平成 3 0 年 5 月 1 8 日付け会計課長、首席矯正処遇官（処遇担当）及び首席
矯正処遇官（指導担当）指示第 1 号「被収容者等が一人で行う宗教上の行為等に使用
する数珠又はロザリオの取扱いについて」は廃止する。

記

1 使用（所持を含む。以下同じ。）の要件

原則として、使用を許可することとするが、使用させることにより、当所の規律
及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがあると認められる場合は
使用を許さない。

2 形状による許可の基準

数珠、ロザリオ、礼拝用マット及び礼拝用スカーフについて、以下の基準に該当
するものは不許可とする。

(1) 数珠

ア 一連の長さがおおむね 6 0 センチメートルを超えるもの

ただし、伸縮性のあるもの場合は、引っ張って伸ばしたときの長さを基準
とする。

イ 素材が宝石、輝石など、特異材質であると認められるもの

ウ 指輪、腕輪又はブレスレット状のものや、留め金を有するものなど、ファッ
ション性が強いと認められるもの

(2) ロザリオ

ア 一連の長さがおおむね 6 0 センチメートルを超えるもの

ただし、伸縮性のあるもの場合は、引っ張って伸ばしたときの長さを基準
とする。

イ 素材が宝石、輝石など、特異材質であると認められるもの

ウ 指輪、腕輪又はブレスレット状のものや、留め金を有するものなど、ファッ

ション性が強いと認められるもの

(3) 礼拝用マット

ア 一辺の長さがおおむね110センチメートルを超えるもの

イ 素材にシルク混紡、金銀糸、金銀箔等を使用するなど、高価で装飾性の高いもの

ウ 華美な図柄であり、ファッション性が強いと認められるもの

(4) 礼拝用スカーフ

ア 髪、耳及び頸部を十分に覆うことができる程度を著しく超える長さや形状のもの

イ 華美な図柄であり、ファッション性が強いと認められるもの

3 使用方法

(1) 原則として居室内のみで使用を認めることとし、使用を認められている被収容者が、宗教上の儀式行事等に参加する際の携行を希望する場合は、願箋により出願させ、個別に判断すること。

(2) 使用時間は、受刑者については余暇時間帯に、受刑者以外の被収容者については食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯以外の時間帯に限定すること。

(3) 使用していないときは、保管私物を収納する箱又は私物棚に保管させること。

(4) 数珠又はロザリオを首に掛けての使用は認めないこと。

(5) 礼拝用スカーフ使用の際、眉部、口元等を覆っての使用は認めないこと。

4 その他

(1) 信仰上必要な物品について、宗派の事情等により、被収容者が外部の事業者(当所の指定業者を除く。)から購入しようとする場合、願箋により出願させること。

なお、送付されたものが必ず使用許可になるとは限らないことを指導すること。

(2) 移送前の施設において使用が認められていたものであっても、上記2の基準に該当するものは、使用を認めないこと。

(3) 使用を認めた物品が破損し、宗教用具としての用を足さなくなると認められる場合、廃棄又は宅下げするよう指導すること。

なお、そのまま所持させることに支障がある場合、使用許可を取り消し、廃棄又は宅下げ手続きをさせること。

(4) 上記2の基準に該当しない場合でも、付属品があったり、珠に暴力団組織のいわゆる「代紋」のようなものが彫り込まれていたりする場合など、許否判断に疑義が生じるものは、慎重に検討するほか、本指示により難しい場合は、個別に検討し、判断すること。